



新制度、旧制度の生命保険料控除額を計算する方法を教えてください。



以下の表が生命保険区分別(一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料)と新制度、旧制度の控除額計算表です。

(1)新制度(平成24年1月1日以降に契約した生命保険)の生命保険料控除額

| 区分                            | 年間の支払保険料等          | 控除額                    |
|-------------------------------|--------------------|------------------------|
| 一般生命保険料<br>介護医療保険料<br>個人年金保険料 | 20,000円以下          | 支払保険料等の全額              |
|                               | 20,000円超 40,000円以下 | 支払保険料等 × 1/2 + 10,000円 |
|                               | 40,000円超 80,000円以下 | 支払保険料等 × 1/4 + 20,000円 |
|                               | 80,000円超           | 一律40,000円              |

(2)旧制度(平成23年12月31日以前に契約した生命保険)の生命保険料控除額

| 区分                 | 年間の支払保険料等           | 控除額                    |
|--------------------|---------------------|------------------------|
| 一般生命保険料<br>個人年金保険料 | 25,000円以下           | 支払保険料等の全額              |
|                    | 25,000円超 50,000円以下  | 支払保険料等 × 1/2 + 12,500円 |
|                    | 50,000円超 100,000円以下 | 支払保険料等 × 1/4 + 25,000円 |
|                    | 100,000円超           | 一律50,000円              |



私の生命保険料控除はいくらになりますか？



あなたの控除証明書の①保険料区分は「介護医療保険料」に該当します。②契約年月日は平成24年12月1日ですから「新制度」の表で計算します。③年間保険料は146,640円ですから④年間支払保険料等は80,000円に該当します。⑤控除額は40,000円になります。

平成29年分 生命保険料控除証明書 (介護医療用)

ご契約者  
被保険者  
保険金等受取人  
※保険金等受取人は、ご契約内容に応じて保険金受取人・給付金受取人(被保険者等)等を記載しています。なお、受取人が複数名の場合も、お一人のみ記載しています。

証券番号 [REDACTED] 保険種類 医療保険 保険期間終身  
契約年月日 平成24年12月1日 払込方法 月払 (払込継続中)

【ご参考】月払契約で証明年末日までに12月分までの保険料をお払込みの時の申告額は下記のとおりです。

| 旧制度適用 | 区分   | 年間保険料(イ) 円 | 年間配当金等(ロ) 円 | 申告額(イ-ロ) 円 |
|-------|------|------------|-------------|------------|
|       | 一般   | ***        | ***         | ***        |
| 個人年金  | ***  | ***        | ***         |            |
| 新制度適用 | 区分   | 年間保険料(イ) 円 | 年間配当金等(ロ) 円 | 申告額(イ-ロ) 円 |
|       | 一般   | ***        | ***         | ***        |
|       | 介護医療 | 146640     | 0           | 146640     |
|       | 個人年金 | ***        | ***         | ***        |

①保険料区分 介護医療保険料

③年間保険料 146,640円

【旧制度】・【新制度】についての説明は裏面をご確認ください。

②契約年月日は新制度

②新制度の表で計算します

(1)新制度(平成24年1月1日以降に契約した生命保険)の生命保険料控除額

| 区分                             | 年間の支払保険料等          | 控除額                    |
|--------------------------------|--------------------|------------------------|
| 一般生命保険料<br>介護医療保険料、<br>個人年金保険料 | 20,000円以下          | 支払保険料等の全額              |
|                                | 20,000円超 40,000円以下 | 支払保険料等 × 1/2 + 10,000円 |
|                                | 40,000円超 80,000円以下 | 支払保険料等 × 1/4 + 20,000円 |
|                                | 80,000円超           | 一律40,000円              |

④年間保険料146,640円なので80,000円に該当

⑤控除額は40,000円になります



新制度、旧制度の双方の契約  
内容と保険料は右表です。  
この場合の控除額はいくら  
になりますか?

| 区分      | 契約内容     |          |
|---------|----------|----------|
|         | 新制度契約    | 旧制度契約    |
| 一般生命保険料 | 60,000円  | 100,000円 |
| 介護医療保険料 | 80,000円  | —        |
| 個人年金保険料 | 100,000円 | 80,000円  |

以下の手順で計算します。

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除                        | 控除額  |
|------------------------------------|--|
| 新制度のみ生命保険料控除を適用                    | (1)に基づき計算した控除額   |
| 旧制度のみ生命保険料控除を適用                    | (2)に基づき計算した控除額   |
| (1)新制度と(2)旧制度の双方について<br>生命保険料控除を適用 | (1)に基づき計算した新制度の控除額と<br>(2)に基づき計算した旧制度の控除額の<br>合計額(最高4万円) |

①一般生命保険料の控除額を計算します。

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除                              | 控除額            |
|--|----------------|
| 新制度のみ生命保険料控除を適用                          | (1)に基づき計算した控除額 |
| $60,000円 \times 1/4 + 20,000円 = 35,000円$ | 35,000円        |

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除                               | 控除額            |
|---|----------------|
| 旧制度のみ生命保険料控除を適用                           | (2)に基づき計算した控除額 |
| $100,000円 \times 1/4 + 25,000円 = 50,000円$ | 50,000円        |

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除   | 控除額  |
|---|--|
| (1)新制度と(2)旧制度の双方について<br>生命保険料控除を適用                          | (1)に基づき計算した新制度の控除額と<br>(2)に基づき計算した旧制度の控除額の<br>合計額(最高4万円) |
| $35,000 + 50,000円 = 85,000円$ だけど合計額は最高40,000円なので控除額は40,000円 |  |

一般生命保険料の控除額は、上記35,000円、50,000円、40,000円のうち、  
50,000円が最大なので**50,000円**を採用します。

②介護医療保険料を計算します。

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除                              | 控除額            |
|--|----------------|
| 新制度のみ生命保険料控除を適用                          | (1)に基づき計算した控除額 |
| $80,000円 \times 1/4 + 20,000円 = 40,000円$ | <b>40,000円</b> |

③個人年金保険料を計算します。

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除          | 控除額            |
|----------------------|----------------|
| 新制度のみ生命保険料控除を適用      | (1)に基づき計算した控除額 |
| 100,000円は80,000円超なので | 40,000円        |

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除                              | 控除額            |
|--|----------------|
| 旧制度のみ生命保険料控除を適用                          | (2)に基づき計算した控除額 |
| $80,000円 \times 1/4 + 25,000円 = 45,000円$ | 45,000円        |

(3)新制度と旧制度の双方に加入している場合の控除額

| 適用する生命保険料控除  | 控除額  |
|--|--|
| (1)新制度と(2)旧制度の双方について生命保険料控除を適用                               | (1)に基づき計算した新制度の控除額と(2)に基づき計算した旧制度の控除額の合計額(最高4万円) |
| $40,000円 + 45,000円 = 85,000円$ だけど合計額は最高40,000円なので控除額は40,000円 |  |

個人保険料の控除額は、上記40,000円、45,000円、40,000円のうち、

45,000円が最大なので**45,000円**を採用します。

●新制度、旧制度を契約している場合の最終控除額を計算します。

(4)最終的生命保険料控除額

①から③による各控除額の合計額が生命保険料控除額となります。  
なお、この合計額が12万円を超える場合には、生命保険料控除額は12万円となります。

①一般生命保険料**50,000円** + ②介護保険料**40,000円** + ③個人年金保険料**45,000円** = 135,000円

合計額が120,000円を超える場合には、生命保険料控除額は120,000円となります。

**従って、保険料控除額は120,000円になります。**